# 炭素国境調整措置(BCA)に関する WTO 紛争の回避は可能か WTO 貿易と環境委員会(CTE)の教訓を踏まえて

Are WTO disputes on Border Carbon Adjustment avoidable?

Lessons Learned from the WTO Committee on Trade and Environment

早川 修 Osamu HAYAKAWA

#### 1. はじめに

国産品と輸入品の炭素価格を同一にする炭素国境調整措置(BCA: border carbon adjustment)は新たな温室効果ガスの削減策として注目されている。EU が世界初の BCA として 2023 年 10 月準備段階に着手した CBAM(Carbon Border Adjustment Mechanism)に対しては、一部の途上国が反対している他、日本の研究者からも、CBAM はトランプ前米国政権と同じ反グローバリズムの流れをくむ保護主義的な政策であるとの見方や、CBAM は EU の排出量取引制度 (EU—ETS) と同様の制度を持たない国への差別に当たり GATT20 条 (一般的例外) 柱書に適合しないため、あくまで国際的なルールが作られるまでの過渡的措置として許容されるであろうとの見方が表明されている。一方、日本と英国は、BCA を 2028 年、2027 年にそれぞれ実施する方針を 2023 年に表明している。

WTOでは、米国による上級委員の任命阻止により 2019 年末以降紛争処理手続きが機能不全状態にある。また貿易と環境分野でも米中対立を背景とした EV などでの保護主義的な措置や関税の引き上げの応酬が懸念されている。BCA の乱立は WTO にさらなる分断や深刻な紛争を招くだろうか。BCA をめぐる紛争の回避はいかにして可能となるだろうか。

### 2. 分析方法

第1に、本報告はBCA全般を考察対象とするが、BCAとして唯一実施段階にあるEUのCBAMを中心に考察する。第2に、先行研究の多くはWTOを多国間環境協定(MEA)よりも上位にあるとの立場からBCAのWTO協定との「整合性」を論じているのに対し、本報告はWTO貿易と環境委員会(CTE)の教訓を踏まえ、WTOとMEAは対等であるとの視点から両者の両立性を論じる。第3に、本報告は、これまで先行研究では参照されてこなかった2023年9月のWTOパブリックフォーラムでのインドの発言を踏まえている。

立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部 College of Asia Pacific Studies, Ritsumeikan Asia Pacific University

自宅住所 〒870-0823 大分県大分市東大道2-3-50-701 E-mail: oshayakawa@gmail.com

### 3. 分析結果

BCA の導入は、先進国だけでなく中国のようにすでに排出量取引を国レベルで導入して

いる新興国において今後進むと予想される。CBAM や BCA 全般が WTO 協定に違反すると指摘されているにもかかわらず BCA の導入が進みつつある要因として 3 点指摘できる。第 1 に 2023 年 IPCC 第 6 次統合報告書が明らかにした通り、パリ協定に基づく各国の自発的な取組(国別削減目標)が全て実施されても 2050 年までの脱炭素化は実現できない。第 2 に EU は脱炭素化と経済成長を同時に達成する実績を有している。第 3 に BCA と WTO協定との両立性は BCA の制度設計次第であるとの見方が国際的には有力となっている。

1995年以降 WTO で貿易と環境の分野での交渉による規範形成は実現していない。特にインドは、労働基準への波及を懸念し CTE では MEA に関する多国間の合意に一貫して反対しており、BCA に関する多国間の合意についても受け入れないであろう。他方これまでWTO の紛争処理手続きは機能し、貿易と環境分野での紛争は予防されてきた。

現在 WTO の上級委員会は機能停止しており紛争処理手続きによる規範形成は期待できない。しかし CBAM は EU 域内に対し域外よりも厳しい GHG 削減策を課す EU の方針の表れであり、域内の産品と輸入品の間の負荷の均衡や関係国との交渉の実施など WTO の先例が重視している GATT20 条柱書の要件が満たされれば、BCA と WTO 協定の両立性は高まり WTO 紛争のリスクは低下するであろう。このような観点から EU はインドを含む関係国と協議を行っており、これらの協議を通じて紛争のリスクは低下すると予想される。

## 4. 結論

以上の理由から、BCA に関する多国間の合意による解決は期待できないが、WTO の紛争処理手続きで BCA の制度全体が WTO 協定違反となるような事態は起きないであろう。

#### 参考文献

中川淳司、平覚他『国際経済法 第3版』(有斐閣 2019年)

経済産業省「貿易と環境:炭素国境調整措置の概要と WTO ルール整合性」『不公正貿易報告書』 2021 年

有村俊秀、日引聡『入門環境経済学 新版』(中央公論新社 2023年)

Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council of 10 May 2023

"Do border carbon adjustment measure make trade greener?", Session 84, WTO Public Forum 2023, 15 September 2023

Border Carbon Adjustments, Policy Brief, International Institute of Sustainable Development, August 2023

関根豪政『EU の炭素国境調整メカニズム(CBAM)の WTO 協定上の評価』「フィナンシャル・レビュー」2024年2月(財務省財務総合政策研究所)

早川修『WTO 貿易と環境委員会の教訓』「国際法研究第 14 号」(信山社 2024 年)